

日本臨床動作学会 会則

制 定：1993年6月12日

最近改正：2024年2月12日

【名称】

第1条 本会は日本臨床動作学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所を、〒174-0063 東京都板橋区前野町 2-29-3 淑徳大学東京キャンパス武内智
弥研究室内に置く。

【目的と事業】

第3条 本会は、臨床動作学の研究および実践に携わるもの相互の協力により、臨床動作学に関する研究及び普及、啓発等の各種事業を行い、臨床動作学の発展と社会への貢献を目的とする。

第4条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 臨床動作学に関する研究発表、講演会等の学術集会の開催
- (2) 臨床動作学に関する研修会の開催
- (3) 相互研修のための研究会等
- (4) 学会誌・会報の刊行
- (5) 臨床動作学に関する国際的な研究協力の推進
- (6) 関係学術団体等との連携及び協力
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 会員 臨床動作学に関心があり、本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 学生会員 臨床動作学に関心があり、本会の目的に賛同して入会した学生。
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人、団体及び法人。

【入会】

第6条 本会の入会資格は次のとおりとする。

- (1) 会員 学校教育法における大学、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）において心理学または隣接諸科学を専攻し卒業しているもの、対人援助の国家資格を有するもの、もしくは、その他理事会で入会相当と認めるもの。

(2) 学生会員 現在、学校教育法における大学院、大学において、心理学または隣接諸科学を学び、会員より推薦を得たものであって、大学生については推薦人より倫理教育を受けていることとする。

(3) 賛助会員 本会の事業に賛同し賛助会員となることを希望するもの。

【会費等】

第7条 本会に入会を認められたものは、入会金と当該年度の年会費を納めなければならない。

第8条 会員は毎年3月31日までにその年度の会費を納めなければならない。

【退会】

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未入金の過年度分会費がある場合はすべて納入しなければならない。

【会員資格停止・除名】

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって戒告、会員資格の停止、除名とすることができます。

(1) この会則その他の規則に違反したとき。

(2) 社会的規範を逸脱し本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、戒告や資格停止、除名をすべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を戒告、資格停止、除名するときは、当該会員にあらかじめ通知とともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

【会員資格の喪失】

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

【総会】

第12条 総会は会員をもって組織され、会の重要事項を審議する。

第13条 総会は年1回開催される他、理事会が必要と認めた時に開くことができる。

- 2 総会の招集は理事長が行い、議長となる。
- 3 会議の決議はこの会則に別段定めがある場合を除き、参加者の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、会則の変更は、参加者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【名誉会長】

第14条 本会には名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会に特別な功労のあった者で、理事会の議決によって決定する。
- 3 名誉会長の任期は定めない。

【役員】

第15条 本会には次の役員をおく。また、その選出方法および任期に関しては、日本臨床動作学会役員選挙細則に従う。

- (1) 理事（15名）
- (2) 監事（2名）
- (3) 理事長（1名）
- (4) 常任理事（若干名）

第16条 役員の任期は3年とし、再任をさまたげない。

【役員の任務】

第17条 役員は次の任務を遂行する。

- (1) 理事は、理事会を構成し、第4条に定める事業執行に当たる。また、互選により理事長及び常任理事を選出する。
- (2) 監事は、本会の業務監査及び会計監査を行う。
- (3) 理事長は、会務を統括し、日本臨床動作学会会長として本会を代表するとともに、理事会の承認を得て常任理事会を組織する。

【事務局】

第18条 本会は、事務を処理するために、理事長のもとに事務局を置く。

- (1) 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- (2) 事務局長は、理事長の指名とする。その他の職員は理事長が任免する。
- (3) 事務局長の任期は役員改選時より3年とし、再任をさまたげない。

【会計】

第 19 条 本会の会計は次による。

- (1) 入会金 1,000 円
- (2) 年度会費 会員 3,000 円 学生会員 2,000 円
- (3) 寄付金その他の収入
- (4) 会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

【補足】

第 20 条 本会の会則の施行に関しては理事会において細則を設けることができる。

第 21 条 本会の設立年月日は平成 5 年 6 月 12 日とする。

付則 本会の会則は平成 5 年 6 月 12 日より効力を発する。

付則 本会の会則は平成 9 年 4 月 1 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は平成 10 年 4 月 1 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は平成 11 年 4 月 1 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は平成 21 年 10 月 17 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は平成 23 年 9 月 18 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は平成 28 年 10 月 29 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は令和元年 9 月 15 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は令和 2 年 11 月 7 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は令和 3 年 10 月 29 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は令和 5 年 1 月 29 日より効力を発する（一部改正）。

付則 本会の会則は令和 6 年 2 月 12 日より効力を発する（一部改正）。